

○黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱

平成31年 3月28日

黒部市告示第27号

改正 令和3年 3月31日告示第35号

令和4年 3月31日告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年世帯及び子育て世帯の市内定着を促進し、もって定住人口の増加と活力あるまちづくりを推進するため、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)賃貸住宅 黒部市内に所在する住宅のうち、市営住宅、市単独住宅及び特定公共賃貸住宅又は社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が個人の場合にあっては、所有者又はその親族が居住のために使用する部分を、法人の場合にあっては、当該法人の役員又はその親族が居住のために使用する部分を除く。

(2)若年世帯 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）のいずれか一方の年齢が対象事業を実施する年度の4月1日において40歳未満である者の世帯

(3)子育て世帯 対象事業を実施する年度の4月1日において小学生以下の子ども（出生予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。）がいる世帯

(4)転入者 転入日の前1年間において市内に住所を有していなかった者をいう。

(5) 転居者 黒部市立地適正化計画に規定する居住誘導区域（以下「居住誘導区域」という。）外から居住誘導区域内に転居する者をいう。

（補助対象者）

第3条 黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 平成31年4月1日以降に賃貸住宅に居住していること。

(2) 申請者及び世帯員が、黒部市税条例（平成18年黒部市条例第71号）及び黒部市国民健康保険税条例（平成18年黒部市条例第72号）に規定する税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(3) 当該賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない者であること。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。

(5) 対象当該年度の1月1日に市内に住民票があること。

(6) 当該申請者が2年以前にこの補助金の交付を受けていないこと。

(7) 黒部市空家情報バンク活用促進補助金を受けていないこと。

(8) 若年世帯（単身）においては、申請者、若年世帯（夫婦）・子育て世帯においては、申請者又は夫婦のうちいずれかが、賃貸契約を締結した者であること。

（交付期間、補助金の額等）

第4条 補助金の額は次の表に掲げるとおりとし、交付期間は、最大24か月とする。

区分		賃貸住宅の位置	補助額
転入者	若年世帯（単身）	居住誘導区域内	月額5,000円
		居住誘導区域外	月額5,000円
	若年世帯（夫婦）	居住誘導区域内	月額15,000円
		居住誘導区域外	月額10,000円
	子育て世帯	居住誘導区域内	月額15,000円
		居住誘導区域外	月額10,000円

転居者	若年世帯・子育て世帯	居住誘導区域内	月額5,000円
-----	------------	---------	----------

2 補助金の交付期間の起算日は、市内の賃貸住宅に新たに入居し、補助要件を具備した月（月途中入居の場合は、入居日が属する月の翌月）からとする。

3 補助金は、毎年2月1日を起算日として1年ごとに補助対象月分を一括で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請が2回目以降であるときは、一部の書類に対して添付を省略することができる。

(1) 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(2) 世帯の住民票（世帯全員が記載され、続柄表示のあるもの）

(3) 転入者にあつては戸籍の附票又は住民票の除票等（市外に1年以上居住していたことが確認できるもの）

(4) 市税等に滞納がないことを証明する書類（転入者においては、直近の証明書が他市町村で発行される場合はその証明書）

(5) 賃貸住宅の位置図

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、賃貸住宅に入居後速やかに行うものとする。

3 補助金の申請時期は、当該年度の4月1日から2月28日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、転居等の理由により助成金の申請内容に変更があつたときは、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添付して市長に申請しな

ればならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、その結果を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の変更決定通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかにその旨を黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知する。

2 前項の通知は、交付決定額に変更がないときは、省略することができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該年度の2月1日から3月15日までに、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 支払が確認できる書類の写し

(2) 申請当該年度の1月1日に世帯が市内に居住していることがわかる書類(世帯の住民票又は戸籍の附票)

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

(状況の調査)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、交付対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、

補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、遅滞なく黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付決定の取消を当事者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の取り消し又は変更をした場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第35号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱の規定は、令和4年5月1日以降に賃貸借契約を締結し、住民票を異動する者で、改正後の黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱第3条に規定する制度の対象者の要件に該当する者から適用し、改正前の黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱第3条に規定する制度の対象者の要件に該当する者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 令和4年4月30日までに、入居する賃貸住宅において賃貸契約を締結、または、住民票の異動をした者については、なお、従前の例による。

年 月 日

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付申請書

黒部市長 あて

〒 -

申請者住所 _____

氏名 _____

連絡先(TEL) _____

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金の交付を受けたいので、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

転入・転居前住所			
賃貸住宅の所在地		黒部市	
申請世帯区分	<input type="checkbox"/> 転入者	<input type="checkbox"/> 若年世帯（単身） <input type="checkbox"/> 若年世帯（夫婦） <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域外
	<input type="checkbox"/> 転居者	<input type="checkbox"/> 若年世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域内
入居した賃貸住宅	契約期間	年 月 日～ 年 月 日	
	家賃	円(月額)	
	入居した日	年 月 日	
過去に補助金を受けた期間		年 月から 年 月までの か月分	
今回申請する補助金額・期間		金 円 年 月から 年 月までの か月分	

(添付書類)

- 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 世帯の住民票（世帯全員が記載され、続柄表示のあるもの）
- 申請者の戸籍の附票又は住民票の除票等（市外に1年以上居住していたことが確認できるもの）※転入者のみ
- 世帯全員の市税等に滞納がないことを証明する書類（転入者においては、直近の証明書が他市町村で発行される場合はその証明書）
- 賃貸住宅の位置図
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金の交付決定について

年 月 日付けで申請のあった黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金
については、黒部市補助金等交付規則第4条第1項の規定により金 円
交付する。

年 月 日

黒部市長

印

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金変更交付申請書

黒部市長 あて

〒 -

申請者住所 _____

氏名 _____

連絡先(TEL) _____

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定のあった黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金について、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更を申請します。

変更のあった事項 (該当するものに ○を記入)	1 住宅の転居 2 賃貸借契約期間 3 世帯員の転出・離婚・死亡等 4 生活保護法による保護の開始 5 その他 ()	
	変更前	
変更内容	変更後	
変更年月日		
変更の理由		

様式第4号（第8条関係）

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金の変更交付決定について

年 月 日付けで申請のあった黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金については、年 月 日付け黒部市指令 第 号の交付額金 円を金 円に変更して交付する。

年 月 日

黒部市長

印

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

黒部市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金について、黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金交付要綱第 10 条の規定によりその実績を報告します。

添付書類

- （1）支払が確認できる書類の写し
- （2）申請当該年度の 1 月 1 日に世帯が市内に居住していることがわかる書類（世帯の住民票又は戸籍の附票）
- （3）その他市長が必要と認めめる書類

様式第 6 号(第10条関係)

黒部市指令 第 号

住所

氏名

黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金の額の確定について

年 月 日付け黒部市指令 第 号で交付決定した黒部市移住促進賃貸住宅居住支援補助金については、黒部市補助金等交付規則第 13 条の規定により交付額を金 円に確定する。

年 月 日

黒部市長

印